



宮崎県公報

平成27年1月13日（火曜日）号外 第3号

発行・印刷 宮崎県
宮崎市橘通東 2丁目10番 1号発行定日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1年 37,200円

目次

頁

告示

○家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等の移動及び搬出の禁止又は制限の変更 ----- (家畜防疫対策課) 1

告示

宮崎県告示第21号の2

平成26年宮崎県告示第 762号（家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等の移動及び搬出の禁止又は制限）を次のとおり変更する。

平成27年1月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 禁止し、又は制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
- 2 禁止し、又は制限する物品
病原体をひろげるおそれのある物品
- 3 禁止又は制限の対象となる区域
 - (1) 移動制限区域
宮崎市高岡町浦之名の一部（平木場、長野原、左ヶ田、大岩平、古宮田、横内、平田、樋元、雨附、楠森、開元、川水流、地藏田、竹原、田ノ平、樋ノ下、長谷、茶屋原、久木野、相ヶ谷、横松、寺田、坂ノ下、小坂元、小田元、赤松、松原及び宇都水流）、高岡町大字紙屋の一部（瀬越及び論地）、都城市高城町四家の一部（平八重、大開、本八重及び雀ヶ野、様ヶ野のうち国道10号線より北の区域）、小林市野尻町紙屋の一部（前田、奥畑、山城、漆野原、城原、真崎、前平、新村、漆野、高山、竹ノ下、下村、後原、牧ノ谷、石切、長瀬、瀬戸ノ口、立神原及び沖ノ尾）